

平成29年度 宗像きらりリフォーム商品券事業に関する覚書

第1条 趣旨

宗像市商工会（以下「甲」という）と取扱加盟店（以下「乙」という）は、「宗像きらりリフォーム商品券事業」（以下「商品券事業」という）の実施について、この覚書を締結する。

第2条 事業内容

事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 市内事業所（条件あり）で利用することができる15%割り増しの宗像きらりリフォーム商品券（以下「商品券」という。）を、3,450万円分（額面）宗像市商工会が作成、発行する。
- (2) 商品券は1枚115,000円券とし300枚作成し、1枚100,000円で販売する。
- (3) 商品券は、事前に登録された取扱加盟店のみで利用することができる。
- (4) 商品券の販売は、宗像市商工会館にて平成29年7月1日（土）から7日（金）に行う。
- (5) 商品券の使用期間は、平成29年7月1日（土）から平成29年12月10日（日）までとする。
- (6) Wチャンス事業の対象外とする。宗像きらり商品券についてはWチャンス事業に加盟できる。

第3条 加盟登録手続き

- (1) 商品券事業に加入しようとするものは、平成29年6月23日（金）までに登録申請書及び覚書を届け出る。
- (2) 参加加盟対象事業所は、宗像きらり商品券事業加盟店の中の会員事業所とする。
- (3) 本店や本部等が市外にある場合は、市内店舗のみを対象とする。

第4条 加盟店の表示

乙は甲が配布した「加盟店ステッカー」「のぼり」を、消費者の目に付きやすい所に掲示する。

第5条 商品券の取扱い

- (1) 乙は、消費者が商品券を使用する場合には現金同様に取扱い、釣銭は渡さない。
- (2) 使用できる内容は、建築、造園、塗装、太陽光発電、オール電化、電気工事、土木工事、左官、外溝工事、建材、内外装工事、雨樋板金、畳、襖、建具、サッシ、瓦、管工事、上下水道工事、ガス工事、白蟻予防・駆除とする。
- (3) 換金時に見積書・領収書の写しと工事前と工事後の写真を提出すること。提出がない場合は如何なる理由があっても換金はできない。
- (4) 商品券の使用は、今から工事をするものを対象とし、既に工事中のものは対象としない。（工事前の写真が撮れないため換金ができない）
- (5) 工事完了後、商工会から現場確認があることを施主に伝えておくこと
- (6) 次の場合には、商品券は使用出来ないものとし、乙は消費者に説明を行い、理解を得るものとする。
 - ① 商品券の使用期限が過ぎた場合。
 - ② 商品券の変形・破損等が著しい場合。
 - ③ 商品券に番号がない場合、又は確認出来ない場合。
 - ④ 商品券を違法又は不正に取得したり、偽造・変造されたものである場合。
- (7) 次のものは、商品券の利用対象にはならないものとする。
 - ① 出資や債務の支払い（公共料金、税金、車検の法定費用、医療保険適用のある診察料等や薬代の自己負担分、家賃等、振込代金、振込手数料等）
 - ② 有価証券、その他の商品券、おこめ券、ビール券、図書券、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ、チケット、切手、官製はがき、たばこ
 - ③ 仕入れ等の事業資金
- (8) 乙にて商品券を紛失・盗難にあった場合は、乙がその責任を負うものとする。
- (9) 消費者が商品券を利用された際に生じた商取引上の諸問題は、乙において速やかに解決するものとする。
- (10) リフォーム商品券の取扱は、リフォーム商品券取扱加盟店だけとし、取扱加盟店以外が消費者からリフォーム商品券を預かれても商工会は換金しないものとする。

第6条 換金

消費者が利用した商品券は、甲において換金する。

- (1) 商品券の換金は、取扱加盟店のみとする。
- (2) 換金手数料は無料とする。
- (3) 商品券裏面の取扱加盟店の欄には必ず店名を記入する。

- (4) 換金の受付は平日の午前9時から午後4時まで、宗像市商工会本所にて行う。
- (5) 換金は毎月10日締め当月20日口座振込とし、振込手数料(540円)は乙において負担する。ただし、福岡県中央信用組合の口座への振込み手数料は無料とする。
- (6) 換金の受付は、平成29年7月3日(月)から平成30年2月2日(金)午後4時とする。(土・日・祝、8/14～8/15、12/29～1/4は除く)

第7条 禁止事項

乙は次の行為を行ってはならない。

- (1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法、その他法令の定めにより違法する行為。
- (2) 犯罪に結びつく行為。
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 公益社団法人日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為。
- (5) 他の登録者、その他第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他不利益を与える行為。
- (6) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為。
- (7) 登録加盟店の関係者で商品券を購入し、商品券を使用することなく、そのままその加盟店名で換金する行為。
- (8) 登録加盟店自身(自社)の工事に商品券を使用する行為。
- (9) 事業用資産(店舗やアパート等)のリフォームに、商品券を使用する行為。
- (10) 工事前の写真が撮れるものだけを換金の対象としているので、工事前の写真が撮れないものの代金として商品券を受け取る行為。(受け取られても換金はしない。)

第8条 登録解除

- (1) 甲は、乙が次のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに加盟登録を解除し、換金の受付はしない。
 - ① 本覚書の条項に違反した時。
 - ② 手形または小切手の不渡りが生じた時。
 - ③ 差押さえ、仮差押さえ、仮処分、その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けた時。
 - ④ 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別清算の申し立てがされた時。
 - ⑤ 前4号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じた時。
 - ⑥ 解散または営業停止となった時。
 - ⑦ 販売方法、取扱商品等について行政当局による注意または勧告を受けた時。
 - ⑧ 販売方法、取扱商品等が公序良俗に反した時。
 - ⑨ 第8条第(7)項の行為を行った時。
- (2) 甲は、前項各号にかかわらず、加盟登録の継続が困難と認めた時は、乙に対し、書面による催告の上、加盟登録を解除することができる。

第9条 免責

甲は、乙が販売した商品等や工事等に関して被った損害(その原因の如何を問わない)について、その損害を賠償する責を負わない。

第10条 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は宗像市商工会会長が別に定める。

以上、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

(甲) 宗像市東郷一丁目3番10号

(乙) 住所

宗像市商工会

商号

会長 花田 省蔵 ⑩

代表者

⑩